

（午前 9 時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。ただ今の出席議員数は20人で、全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

5月14日に開催されました各常任委員会及び議会運営委員会における正副委員長の互選の結果、総務委員会委員長に田中博晃君、副委員長に小林弘君。

経済建設委員会委員長に井上勝彦君、副委員長に樽井豪男君。

文教厚生委員会委員長に堀内和久君、副委員長に今城敏仁君。

議会運営委員会委員長に岡弘悟君、副委員長に楠本知子君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第 1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において 8 番 阪本君、13 番 樽井君の 2 人を指名いたします。

日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（平成26年度橋本市一般会計補正予算（第11号）） から、日程第 9 選第 1 号 橋本市監査委員の選任について までの 8 件

○議長（中本正人君）日程第 2 承認第 1 号

専決処分事項の承認について（平成26年度橋本市一般会計補正予算（第11号）） から、日程第 9 選第 1 号 橋本市監査委員の選任について までの 8 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。議員の皆さまには、ご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨日、新しい議長に中本正人議員、副議長に土井裕美子議員が選任されました。また、各委員会委員の選任も行われ、各委員長が決まりました。新しい体制がスタートするわけですが、これからも円滑な議会運営、あるいは市政各般にわたってのお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、提案させていただきました各議案についてご説明申し上げます。

本議会には、専決処分事項の承認案件 7 件、選 1 件、合計 8 件の案件を提案させていただきました。

まず、承認第 1 号は、平成26年度橋本市一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

歳入では、3 月市議会定例会以降に確定した市税、地方譲与税、利子割交付金などの各交付金や地方交付税、国庫支出金、財政調整基金繰入金に加え、歳出の減額補正に伴う市債の減額など、各歳入科目の増減額をそれぞれ補正いたしました。

次に、歳出でございますが、民生費のこども園整備に要する経費において、橋本こども園工事請負業者の建築資材調達の遅れによる

工事の遅延により、工事の完成が見込めないことから契約解除を行ったことにより、工事請負費1億3,674万円を減額補正いたしました。

また、教育費の（仮称）山田地区公民館建設に要する経費においても同様の理由により契約解除を行ったことから、工事請負費3,131万6,000円を減額補正いたしました。

なお、繰越明許費補正については、事業の進捗状況により追加の必要が生じ、さらに地方債補正では、歳出の減額補正によりその財源となる市債の発行を減額補正したものでございます。

続きまして、承認第2号は、平成27年度橋本市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳出では、民生費のこども園整備に要する経費において、橋本こども園新築工事未完成部分の工事請負費として3億3,000万円を補正いたしました。

次に、教育費では、教育振興に要する経費において、外部専門機関と連携して教職員の英語指導能力を向上させるため、講師謝金などの経費として68万7,000円を補正いたしました。なお、この経費については全額国庫委託金事業となっております。また、（仮称）山田地区公民館建設に要する経費では、工事未完成部分の工事請負費として9,200万円を補正いたしました。さらに、保健体育総務に要する経費では、本市出身で、ベルリンオリンピックで金メダルを獲得した前畑秀子さんの功績や精神を未来につないでいくため、NHKの朝の連続ドラマ誘致に向けた取り組みを進めるための経費として、委託料500万円を補正いたしました。

地方債補正では、こども園及び公民館整備の財源として市債を発行いたしたく追加及び変更を行ったものでございます。

次に、承認第3号の橋本市税条例等の一部を改正する条例及び承認第4号の橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも地方税法等の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

承認第5号の橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法施行令が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

承認第6号の橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましても、国民健康保険法が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

承認第7号の橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましても、半島振興法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

ただ今ご説明申し上げました承認第1号は平成27年3月31日に、承認第2号は平成27年4月15日に、承認第3号から承認第7号までは平成27年3月31日に、いずれも急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

選第1号は、橋本市監査委員として石橋英和氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるとでございます。

以上、承認7件、選1件、計8件についてご説明申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中本正人君）市長の説明が終わりました。

これより、承認第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）減額補正なんですけども、実質的に見て、工事の進捗状況というのは全体の約何割ぐらいになっているか。それと、支払った額が、全体の当初予算の何割支払っているかと、この点について。それと、損害額、どれぐらいの損害になるかというか見通し、今でわかる見通しで結構でございますので、それを説明してください。

それと、こういう事態に陥った責任、誰がどういう形でとられるのかということの説明願います。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず最初に、おただしのありました進捗について、ご説明いたします。

まず、橋本こども園でございますけれども、本体工事が約34.1%の進捗でございます。機械につきましては約16%、電気工事につきましては約70%、外構につきましては約10%の進捗でございます。

応其こども園につきましては、本体、機械、電気ともに100%の進捗でございます。外構工事が現在、約65%の進捗でございます。

以上でございます。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）次に、予算関係からご報告いたします。

私のほうからは、こども園整備に要する経費の工事請負費の関係でございます。

この予算につきましては、こども園新築工事請負費として、当初予算といたしまして11億2,311万4,000円でございます。そのうち、

橋本こども園整備に係る26年度執行済み額は2億3,071万円でございます。応其こども園整備に係る26年度執行済み額は5億961万8,000円、計として7億4,082万8,000円となります。

そのほか、橋本こども園電気設備工事、機械設備工事、外構工事、及び応其こども園外構工事に係る繰越額として2億4,604万6,000円を予定してございます。

この差し引きといたしまして、今回の執行済み額と繰越予定額を引いた1億3,674万円を減額補正として計上したところでございます。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

責任の所在ということではありますが、3月議会にも説明、お話をさせていただきましたように、しかるべき時期に処分をしたいというふうに考えております。ただ、職員にしましては正規のルールに従い、そして、業者の場合、議会の議決もいただいております。処分を受けるとしたら私かなというふうに思っておりますので、また、しかるべき時期に、今は一刻も早い完成をめざしてやっていきたいと思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中本正人君）損害額についてですね。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）これにつきましては、橋本こども園の新築工事がまだ残っております。あるいは、応其の外構工事が残っております。まだ入札、契約が済んでおりませんので、はっきりした数字というのはまだ申し上げられませんが、現時点で、これは予算じゃなくて執行済み予想額ベースで、橋本こども園新築工事関係で約9,000万円程

度の増となるだろうと。応其こども園につきましては、3,380万円程度。それと、そのほかの経費としまして300万円程度。これにつきましては、防犯用のカメラ設置手数料等々を含んで300万円。合計しますと、1億2,680万円程度。

これに対しまして、工事の履行保証関係で、保険会社に請求していく予定の金額が、応其で252万720円。それと、橋本こども園で3,224万5,236円を現時点、予定しております、これを足しますと3,476万5,956円。これが保険請求して、私ども橋本市に入ってくるということで、差し引きすれば、この工事に係る部分で9,200万円弱というぐらいに現時点では想定しております。あくまでも、まだ確定はしておりませんので、推定ということがございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）こういう事態を引き起こした原因はどういうところにあるとお考えか。それから、どういうふうに改善していこうというお考えか。もう一つは、いつ開園していくかと、この見通しをお願いします。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）3月議会においても同様の質問をいただいた中で、ご答弁もさせていただいたわけがございますけれども、一義的には、これは業者の責任ということであろうというふうに思っております。経営上の問題点がかなりございますので、その中でこういう事態が起こってきたというふうに考えておりますので、そういうことであろうと思っておりますが、業者選定の過程における問題点もご指摘もいただいておりますので、その点に関しましては、改善できるところは改善をいたしたいというふうに考えております。

ただし、入札制度というのは、過去からの積み上げでいろんな問題点も起こってきてお

りますので、それを改善した結果の現在の入札制度という点もございますので、それから、市内業者にできるだけ仕事をしていただくという大原則もございますので、その辺も含めまして、できることについては、入札制度の点も改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、もちろん、施工体制の面でございますが、これについては市が監督をしながら施工を進めていくわけございまして、そこは、この事業についても、もちろん、そういうことをやりながらここまで来たわけでございますけれども、なかなか業者に対する指導をしたにもかかわらず、それについて応えていただけなかった結果、こういう事態を招いたということもございますが、そこらあたりにつきましては、より適切な指導が行われるようなことも今後考えていきたいというふうに考えております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中本正人君）答弁もれ、指摘してください。

（「いつ開園の見通しか」と呼ぶ者あり）

○議長（中本正人君）いつ開園の見通しか。健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現時点、橋本こども園の新築工事につきましては、入札事務手続き中でございます。まだ確定していませんが、私どもとしては、できるだけ早い開園に取り組んでいきたい、関連部署と連携して、できるだけ早い時期の開園に取り組んでいきたいと考えております。工事としては、年内ぐらいには完成できるというふうに考えてございます。

○議長（中本正人君）ほかにございませんか。9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）先ほどの件なんですけど、新聞の記事でちょっと読ませていただい

たんですが、入札会社が、橋本市が高級な資材を要求したために、そういったことにお応えできなかった所以对応できなかったというような記事を読ませていただいたんですけども、市民の方から見ましたらそうやったのかなというふうなことになるので、その辺について本当にそうだったのか、そうではなかったのか、お教えいただきたいと思います。市側のコメントについては何も掲載されておりましたので、お伺いさせていただいておきます。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）工事の資材についてでございますけれども、標準的な資材等を採用しております、特に高価なというか、そういった資材を使ったという事実はございません。

○議長（中本正人君）ほかにございせんか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）橋本こども園だけで結構ですけども、これの恐らく請負率が掛かった分の減額ということだと思いますけども、再度認識したいんですけども、この請負費に掛かっておる設計額と、それと、請負率の掛かった契約額を再度ちょっと認識したいと思いますので、お答え願えますか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）申しわけございません。ちょっとご質問の内容がわかりかねるんですけども、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）まず、橋本こども園、請負がいくらということで、八十何%と思うんですけども、それに対しての設計額ってあるんですよ。その設計額が今、公表していますので、その設計額から請負率が掛かってきますので、設計額がいくらと、それと、請負

額がいくらということで、教えていただけますかということです。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）橋本こども園でまいりますと、設計金額が3億8,849万7,600円、契約金額が3億2,245万2,360円で、請負率が83%ということでございました。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）これは、機械設備とか全て除いた本体だけという解釈でよろしいんですね。

（「本体のみでございます」と呼ぶ者あり）

○13番（樽井豪男君）本体34.1%という出来高があるんですけども、それと3億2,000万円の減額から請負率を掛けた分とすれば、わりと、1億3,600万円というのは、計算式上、合うとるんかなとは思いますが、どんなものですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今回の減額でございますけれども、当初予算のところには、橋本こども園、それから、応其こども園が入っております。その中には、関連工事、電気、機械、外構等も入っております。そういった部分での繰越額等も全て含みまして減額しておりますので、この減額については、橋本こども園本体だけの減額ということではなくて、関連工事全体を含みます予算からの減額額ということになってございます。

○議長（中本正人君）ほかにございせんか。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）先ほどの資材のお話なんですけども、高価なものではなかったということだったので、ただ、こういう資材を使いなさいということを指定しておいて、その資材が調達できなかったの間に合わなかったということではないのかなと思うんです。例えば、同等品を使えなかったのではなかったの

かというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）仕様につきましては、もちろん設計書の中のところであつてございます。今回につきましては、非常に発注当初から、かなりタイトな工期の中のところで進めなければならないということで、一応、仕様の変更等につきましては、業者のほうから早期に上げていただいて、仕様が変更ということになりますと、建築確認申請の再度の申請というふうな手続きも入ってまいりますので、非常に工期のときに多く影響するということがございまして、業者と当初から打ち合わせをしたわけでございますけれども、そのあたり、手続きの中のところ、十分な資料が出てこなかったということもございまして、新聞の記事のようなことがあったと思えますけれども、仕様については適正であったというふうに考えておりますし、また、同じように、同等のこども園のほうでも、同じ仕様の中のところで、十分工期に余裕を持った形で完了しておりますので、そういったところについては問題なかったというふうに考えております。

○議長（中本正人君）ほかにございせんか。

14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ちょっとお聞きしたいんですけど、先ほどからの質問で、13番議員の質問からの続きみたいになっちゃうんですけど、進捗率が本体工事だけで三十数%進んでいるということで、減額が1億3,600万何がしとなつてくるんですけども、進捗率、単純計算はできへんのですけども、単純に計算したら、請負額が3億2,000万円の進捗率と、今後やっていかなあかん工事のパーセンテージを掛けたら、もう少し減額が大きくなるといけないんじゃないんですかね。

それとも、残りの、例えば、67%、68%、本体工事だけでかかる金額を進めていくのに、安くできるということなんですか。それとも、最初に請負業者がやっている部分というのが非常にお金のかかる部分で、残りは非常にお金のかからない部分が残っていたという考え方なのか、その辺はどういう考え方をすればいいのか、お教えください。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）先ほど、建設部長が説明した内容でございますけれども、工事請負費、当初の予算といたしましては、橋本こども園、応其こども園の予算が入っております。それぞれの園につきましては、新築工事、機械工事、電気工事、外構工事と分かれているということになっております。まだ、完了していない分、橋本では電気、機械、外構、応其では外構がまだ残っております。これらの必要部分を繰り越ししております。

その他、通常、繰り越しを算定するときに、工事と申しますのは、不測の事態も実際出てくる等々で、ある程度のそういう予算も見込んで繰り越しをしております。したがって、タイトに積算すれば、もう少し減額できたかもしれませんが、そこらあたりも含んでいるということで、ご理解をよろしく願います。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）そういうことを聞いているのではなくて、タイトに計算すれば減額できたというような話ではなくて、減額はもうちょっと大きくなるといけないんじゃないですかという話をしているんです。だから、進捗率と残りと請負額とを単純に計算した場合、1億3,000万円というわけではなくて、1億8,000万円以上が減額になってこなくちゃいけないんじゃないかなと、単純に計算したらそうやと思うんですけども、実際、内容

としては、最初に金額の張る部分を先にやって、金額の張らない部分が残っているからこういう減額になったんやというのなら説明はつくんですけども、進捗率だけで考えてみると、この減額は少し安過ぎるんじゃないんですかという話をしているんです。

ただ、減額するのが大きいからええんか、小さいからええんかという話になっちゃうんですけども、ただ、やっぱり聞きたいのは、僕、後からまた聞こうと思っているんですけど、減額している部分と次に出てくる部分の金額の差異というのがあまりにも大きかったらおかしいじゃないですか。ということは、やはり次に出てくる金額と減額というのは、やはりある程度整合性がとれないと、なぜそれだけの差異が出てくるのかという疑問がやっぱり出てくるので、そういう部分で、ほんまは次聞きたかったんですけど、今、ここで聞けるのは、減額が何でこの金額なんやとしか聞けないので、なぜこの金額がこんなに安いかなというのをまず聞いておかな、次の質問できなかつたので聞いたんですけど。これ、ちょっと僕、安過ぎると思うんですけどね。それについての理由をお聞きしたいんですけども。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）冒頭繰り返しになりますけれども、予算が、幾つかの工事がまず想定されていまして、まだ残っている分がある。残っている分について、増工等の不測の事態も兼ねて、ある程度見込んだ予算で繰り越しをしておる。それで、これだけ残ってくるだろうという額を落としていると、減額補正していると、こういう経過でございます。

次に、ご指摘の橋本こども園の新築工事だけについて申しますと、予算ベース、お金の執行状況からいきますと、契約額が3億2,245

万2,360円でございます。支払い済み額が、1億3,156万6,000円でございます。契約上の未払い額部分、これが1億9,088万6,360円でございます。ただし、この中には、先ほどちょっと触れました前払い金の過払い部分がございます。この部分につきましては、金額的に申しますと、橋本こども園で2,159万6,080円分ございました。これが実際の支払い済み額から保険請求して戻ってくる金額ということになるかと思います。

ご理解いただけましたか。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第1号 専決処分事項の承認について（平成26年度橋本市一般会計補正予算（第11号））を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に、承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）さっきの話で、工事請負費が3億3,000万円になっているんやけども、これは最初の設計金額をもう丸々出してやっているのかな。何でこの金額がこんなに大きくなっちゃうのかなというのがちょっとわからないので教えていただきたいのと、あと、9ページの15節の工事請負費の15番、工事請負費、こども園新築工事の3億3,000万円と、9ページでもう一個、15節、工事請負費、下の3242の9,200万円。これ、減額補正との差がかなり大きいやけども、これは減額された分がそのまま工事請負費の全てやとは思えないので、理屈はわかるんですけども、この金額というのはどこから出てきているのかをまず教えていただけますか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、設計金額3億3,000万円のことについてご説明をいたします。もともとの橋本こども園契約額が約3億2,200万円ということなんですけども、これの精算額というのが約1億1,000万円程度ございます。この残りというのが、現状、請負ベースで残っている金額ということになります。これは請負ベースでございますので、当時の請負率がだいたい83%で、割り戻しますと、約2億5,600万円ぐらいというのが設計金額ということになります。

今回、その金額に、今回の解除によりまして、非常に時間的に経過しているということもございますので、各種部分での補修工事といたしますか、そういったもの、あるいは、経年によります単価のアップ、それから、労務費のアップ、また、諸経費の変更等がございまして、その分が約3割程度増加したということがございまして、最終的に3億3,000万円

ということで、設計ベースで計上をさせていただきました。

（「答弁もれ。山田地区公民館、同じ理由ですか」）

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）山田公民館の予算につきましても、同等の考え方で、設計ベースで計上をさせていただきました。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。丁寧な説明をいただいたので理解はしたんですけども、理解はするけど、納得できへんですよね。例えば、損害額が上がって、また、差額で言うたら8,000万円近くですか、差額が出てくるんですけども、これに対しては基本的に税金ですよ。業者に請求されるんですか、この差額というのは。もちろん、しないとおかしいですよ。

でも、正直な話、業者というのは、僕も商売しているのでわかるんですけども、最終的に払えなかったら倒産されますよね。倒産されたら取れないですよ。それはまた税金で賄わなければ、法律上、仕方ないんですけども。ただ、こういった事態が起きて、これだけの差額が出てきて、そしてまた、市民の税金を投入していくというのは、法律上は仕方がないかもしれませんが、ただ、もう一点気になるのは、以前の業者がまだ払っておられない業者もたくさんいらっしゃいますよね、下請けの業者もね。その中の損害額で言うたら、こんな金額で済まないでしょう。そこまでの話も全部含めて考えておられるのかなと思うんです。

先ほどから、1番議員もちょっとお話が出ていたので、僕も同じことを思ったんですけど、これから業者の選定にあたって進めていくのであれば、やはり確固たる支払いをきちんとしていける能力があるかというのも調べ

ていかなければいけないと思うし、それを調べるのが難しいというのであれば、最初に渡す金額に対しても何らかの条件をつけていかなければいけない時代も来るかもしれませんし、やはりその辺は、入札制度のやり方というのは先ほどからいい答弁をいただいているので、じっくり考えていただいたらいいと思うんですけども。

ただ、これ以上言っても仕方がないので、あまり言いませんけども、これだけの損害を市税で、市民の税金で払っていくというのは、やはり、私たち議員の立場からしたら非常に納得はできません。ただ、法律上そうやっていくのは、淡々と進めていくというのは理解はできます、それは。自分もこういう経験がありますので、それはもう法律上のとっていかなければ仕方がないのはわかるんですけども、やはり、結局、最終的には、前、建設部長、前回の議会やったかな。設計単価を超えないような形で入札は行っていきますというのであれば、本当は2億5,600万円の中で入札せなあかんのですよ。

実際は、そういう意味ではなくて、前の設計単価の中で3億3,000万円で行っているというだけのことで、実際、差額で見たら8,000万円は多くかかっているということになってしまわないですか。今のところわかりませんよ、入札が終わってないのでね。実際、入札したら2億5,600万円かもしれませんので、それは言えないことなんですけども。だから、その辺も踏まえて、やはり今後、考えてほしい、きっちりと。

もう一個覚えておいてほしいのは、市の損害はこんだけやけども、前回の業者が払っていない、下請けの業者の金額も考えたら、こんな金額ではないということもきっちり覚えておいてほしい。それだけ市というのは、入札に対しては責任を持っていかなあかんし、

民民の話やから、そこまでの話はわかりませんよというのはもちろん、そのとおりなんですけども、やはり市で選ぶ業者というのは確固たる信頼があるから民民の業者も契約するわけであって、その辺はやはり、市の責任としてきっちりとした業者を選定していくというのは大事やと思いますので、これ要望にしておきますので、よろしく願いいたします。

○議長(中本正人君)ほかにございませんか。

13番 樽井君。

○13番(樽井豪男君) 一点だけ確認したいんですけども、この3億3,000万円の中に、恐らく、橋本こども園にしては、機械、電気、外構、皆別々の業者と思うんですけども、それは工期変更で行かれるのか、再度入札というのはあり得へんと思うんですけども、多分、資材も買うて、いろんなものがありますので、そのことについて、山田も含めた中で、本体工事以外の業者の取り扱いというのはどのようになるのか。また、それに対して、今回、恐らく増額にはならんと思うんですけども、工期の変更という形のものにはなるかと思うんですけども、そのお考えをお示し願いたいと思います。

○議長(中本正人君)建設部長。

○建設部長(塙阪 隆君) 関連します機械、電気、それから外構工事につきましては、工期を延長させていただいております。現状としては、まだ発注できておりませんで、一時中止を打たせていただいているというところでございます。

また、工事の内容につきまして、今後、不測の事態等も考えられますので、それについては、必要な分については変更等で計上していきたいというふうに考えております。

○議長(中本正人君)ほかに。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 全体を見ていたら、市

当局は業者に非常に甘いと、なめられていると。こういう反省、やっぱりあるんですか、ないんですか。その辺、一点だけ伺います。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）業者に甘いというのが何をもって甘いというご指摘なのか、ちょっと理解ができないところもあるんですけども、3月議会でもご答弁をさせていただいたとおり、契約が成立いたしますと、それぞれに信義をもって、それを履行していくという責任がございますので、その意味で信義を裏切られたということについては非常に腹立たしくも思っております。

ただ、施工過程で監督をしてきたことについては、きちっと工程にのっとり、いろいろな協議をし、指導もしてまいっておりますので、その点については、もちろん対応していただけなかったことについては非常に遺憾に思っておりますし、それについては、今後、先ほどから出ております賠償等についても法的措置をとっていきたいというふうに考えておりますので、特に施工監理の過程で、何か甘い形でやった等ということは考えておりません。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）一言聞いたらよかったですけども、例えば、1月の15日かな、私が文教委員会で報告を受けたときに、もう明々白々に、これは期日に引き渡すというのは不可能やと、誰から見てもそうやと。だから、なぜ解除しないかと言うたら、市長は、1日100人体制でやる可能性もある、そしたらできる可能性もあるというような考えられん話をされたんでね。それ、おかしいんだと。建設というのは普通、物を運ぶのと違って、一つの過程が終わったら、その上に積み重ねていく、また積み重ねていく。何段階もやりながらやっていくので、100人おったって仕事

がないんでね。それで、そういう体制を組んだらいける可能性があるから、まだ解除しないとか、そういう非常識なことを平然と言われている。監理、甘くないんですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）市長が申し上げたのは可能性があるということで申し上げた。ちょっと例がそういう形で申し上げましたが、不可能ではないという意味で申し上げたというふうに考えております。

それから、どの時点で契約解除をするかということにつきましては、それぞれ実際、契約解除した時点、それから、議員ご指摘の時点、もっとさかのぼっても、市当局のほうでもいろいろ内部協議、それから、顧問弁護士のご意見等もいただきながら協議を重ねてきたところでございますけども、解除することによる市に対してのメリット、デメリットでございますが、これがございますので、その時点で、早期に解除することによるメリットもございますが、逆に、現場の引き渡し等で混乱するというようなデメリットもございましたので、そこも含めまして、それから、工期内に完成するかどうか、その辺の見きわめも含めまして、最終的に、一番妥当と思われる時点で契約解除を行ったというふうに考えております。

○議長（中本正人君）ほかにございませんか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）1番議員と似たよった質問なんですけども、やはり業者によって、現場の職員が非常に苦勞する。もう多分、私もよく経験あるんですけども、この業者をとったら、大変やろうなというのは痛感する 때가あります。そんなときに、やっぱりもっと現場の声を聞いて、今回、理事として、技術系の理事が来ておりますので、やはりもっと相談に乗って、もうペナルティーをその時

点で与えるような形の中で、もっと現場の声を聞いて、上層部がそれに対して適材に、相手の業者を呼ぶなりとかして、やっぱりする必要があると思います。最終的には点数で下げて、次の1回指名停止という形もあるんですけども、やはり、もっと現場担当の声を聞き入れて、何かないとか、それはもう十分すれば、ある程度、もう現場担当も非常に助かると思いますので、そこらあたりよろしくお願いたします。理事、どうぞございますか。

○議長（中本正人君）理事。

○理事（久保進君）今、ご指摘いただいたとおり、現場の声というのは非常に大事になってくると思います。私も、以前の職場において、同じことをやっております。同じこととか、進捗が上がらずに契約の解除をしたという経緯もございます。こちらとも、そのときには、調整しながらとか、だいたい、どういようにやっていくのが適切か、いつごろやっていくのが適切かと、そのようなことを協議しながらやったわけでございます。確かに、今度のこども園につきましては、4月というような話もありまして、それに対して非常に遅れてきたというような工程上の話。これにつきましては、今後、私も十分、声を聞かせていただいて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）ちょっと補足でございますが、今回の件につきましても、もちろん、これは市にとって重大な事態でございましたので、現場も含めまして、契約担当、それから、こども園の担当ということで、何回も頻繁に、節目節目で協議をさせていただいたところでございまして、それから、もちろん、業者指導につきましても、工程の遅れに伴いますペナルティー等も随時課していった

ところでございますので、その辺は今後もそういう形で、連携を緊密にしながら進めたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）ほかにごございませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）私が、前議会的时候に、入札制度についていろいろ意見を出させていただいて、ご答弁もいただいておりますので、再度確認ということで再度質問をさせていただいておりますが、橋本こども園、それから、応其こども園、いろいろ問題がありまして、その中で、応其こども園開園時についても、非常に地元で対応するにつけて、もちろん、楠本議員も真っ先に地元でおりますので、私も地元ですけれども、何十人、何百人という、やっぱりお子さんの安全安心、これがもう非常に厳しくて、議会も当局も何をしてんだということで、毎日のように責められて対応し、こども課ももちろんそうだけでも、整備室ももちろんそうやけども、我々も同じ責任をやっぱり持たざるを得ないというところまで、かなり厳しい意見が出されました。

そんな中で、今、この予算については、一日も早く子どもたちが安心して学べる園舎を、やっぱり一日も早くつくっていかんなんということは誰も思っています。思っているけれども、前、私が意見を述べさせてもうたおりの二点だけ、ちょっとお聞きしときますが、一点については、今度新しくやりかえることについては、きちんとした特別な施設として入札する、指名競争入札、そういったものもちゃんと取り入れていくということで、それなら、市当局も選んでいくので。それが一つ、そういう方向でやっていくということになっておるんかどうかということが一点と、それから、もう一点は、要するに、設計金額そのものも、せめて県並みにしなさいということで私が言ったと思うんですが、請負をす

るのに、安ければいいわということでは、安かったらやっぱり、また、まともなものができやん。そここのところはやっぱり、ある程度反省もして、設計金額もせめて県並みに上げなさいということで私は言ったつもりなんですけども、そういったことも含めて反省の中で今度、この保育園を建設するにあたって、そういうこともちゃんと取り入れてやるんかどうかということ、この二点だけちょっとお聞きしときます。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）まず、業者選定の件でございますが、通常でありますと、指名競争入札というのは例外措置でございますので、一般競争入札等で実施をしていくところでございますが、今回の件につきましては非常事態と申しますか、特殊事情がございますので、早期の完成をめざして、また、ある程度信頼の置ける業者と申しますか、そういう形で指名をさせていただいて、入札を執行したいというふうに考えております。

それから、後半の設計金額のことでございますが、これに関しましては、別に橋本市が特殊な単価を使って設計しておるわけではございませんので、従来から適正な設計はしておるというふうに考えておりますけども、その最低制限価格のところは若干県よりは低いということがございます。そこらあたりについては、ただし、これは上げますと、当然のことながら、落札率は上がってまいります。費用がかさむということになりますので、そこらも勘案をいたしまして、ちょっと県並みというところまでは、なかなか市もできないかというふうに考えておりますが、従来よりは若干上げた形で、新年度の6月実施分からだったと思いますが、新体制のほうは、そういう改善策はとっていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）そういうことで、徐々ではありますけれども、県と同じように合わせていただきたいとは言っていませんねけども、私の言いたいのは、市長が一番、今年から地方創生というものに対してかなりお力を入れていくということの中の一環として、要するに、地元業者にもうけてもらおうということないけども、もうけていただいて、そして、それが、ひいては雇用につながると。

今、非常に橋本市も給料が安いと言うて、皆よそへ逃げていくんです。皆さんもご存じやと思いますけど。そういうことも含めて、やはり、橋本市が税金をどのように使ったらええかというのはあるんですけども、やはり地元業者に、やはり電気屋にしてでも、水道屋にしてでも、安かったら、やっぱりそれだけ儲からんから、従業員にそれだけ手当が少なくなると。そういうことで、かなりそういう意見も多いわけでありまして、そういうことも含めて、地方創生という大きな意味の中で、やはり、ちゃんとした政策的な転換をここでやるべきやと、私はこういうふうに思うんです。

田舎なら田舎なればこそ、やはり、百姓もしながら、土木に携わっている方もおるわけなんですよ。そういうことも含めて、給料をアップしていただくためには、やっぱりそれだけの請負金額もちょっと上げんことには、なかなか給料まで行かんということも含めて、そういう政策的な転換も含めて、これから公共事業についてもやっていただきたいということを、再度市長に聞いときます。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）井上議員の質問にお答えをします。

まず、こども園、山田地区公民館の遅延に

つきましては、本当に市民の皆さん、あるいは指定管理者の皆さんには、本当に心からおわびを申し上げたいと思っています。

先ほど、井上議員の質問にお答えするわけなんですけども、現在、入札制度の見直しをかけておまして、新年度から動かせない部分もあります。その中で、6月議会のほうで、総務委員会のほうで、新入札制度について説明をさせていただくというふうに現在、考えておまして、今現在、内部で最終調整をしているところです。

一番難しいのが、請負業者の経営状況をいかにわかるかということで、帝国データバンクのようなところと契約をして、その経営状況というのを調べていこうというふうな、経営状況をどうやって調べていこうかということも視野に入れておますし、先ほど、副市長が申しましたように、最低制限価格も上げていきたい。また、前払い金も上げていきたい。業者の資金繰りも十分にできるような形を進めていこうというふうな、いろんな今、見直しをかけているところでもありますので、ちょっとこの場でどうするというのは申しませんが、6月にはきちっと入札制度の改革という部分で説明をしていきたいと思っています。

市内業者育成については、私も大変重要なことかなというふうに思っております。本来で行きますと、一括発注したほうがこういう問題も起こりませんし、若干、工期が迫っているものに関しては、そういう形も必要ではないかなとは思いますが、ただ、市内業者育成というのは、先ほど、地方創生というお話もありましたし、私の一つの仕事をつくるという部分では、企業誘致というのも一つの手段でありますし、もう一度、橋本市の経済を活性化させていくということも大変重要な問題ということだと考えておりますので、一つ

はブランド推進室を立ち上げて、商工業者、農業者の所得を上げていくということも考えておりますし、また、建設業者にしても、私どもが一番怖いのが、災害が起きたときに地元建設業者がいない、どこから来てもらうよというふうな、そういう災害に対する備えというのも大変重要であるというふうに考えておりますので、引き続き、市内業者育成については取り組んでいきたいと思っていますので、6月の入札改革のときに含めて、また説明をさせていただけたらなというふうに思っておりますので、ご了解よろしくお願います。

○議長(中本正人君)ほかにございませんか。

20番 辻本君。

○20番(辻本 勉君)いろいろあったんですけど、これは、当局も私たち議会も十分反省した中で、今後、いろんな面で改善していければいいんじゃないかと思うんですけども、金銭的な問題はともかく、一番被害を被っているというのは、やはり、新しいこども園で保育を受けようとしておった子どもたちと、若いお父さん、お母さんたちだと思うんです。そういう意味で行きますと、やはり、その子どもたちのことを十分考えてあげていただきたいなど。

そんな中で、新しく工事が再開されたときには、完成見通しといたしますか、完成予定をできるだけ早く出していただいて、いつ新しいところで開園できるのかどうかということも出しながら、子どもたちのために、いつ開園するのが一番いいかということも十分配慮して、中途半端な時期に開園していくというのは、これは子どもたちにとって大変な問題だと思うんです。

今、仕方なしに古い園舎2箇所保育を受けとるわけでありましてけれども、それが新しくなるといっても、やはり、当初期待してお

ったのがあかなんだ。で、今のところでおる。その工事の関係で、中途半端な時期に向こうへ変わりますよと言うと、子どもたちというのはそんな簡単なものじゃないと思うんです。違う子どもたちも、二つの園でやっていますので、一緒にならないかんとという問題もあって、いろんな問題が発生してきますので、十分その辺を配慮した新しいこども園の開園をしていただきたいと思うんですけども、その辺だけ簡単に答弁いただけますか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えをします。

まさにそのとおりだと思っています。入札結果にもよるんですけども、今、予定どおり行けば、12月末の完成という方向で進めていけると思っています。開園時期につきましては、指定管理者あるいは保護者の皆さんとも十分相談をさせていただいて、4月に新しいこども園に移っていただくということでもいいと思っておりますし、どうしても入りたいというような話が、保護者、あるいは指定管理者でまとめていただければ、そういう方向でもやっていきたいというふうに考えておりますので、子どものことを十分考えて、開園時期については取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご了解よろしく申し上げます。

○議長（中本正人君）ほかにございませんか。

5番 坂口君。

○5番（坂口親宏君）先ほどから、各議員と、それから答弁の内容を聞いておまして、二つ憂慮しておりますので、老婆心ながらお尋ねをいたします。

9番議員から、華美な資材の調達云々の話が新聞記事に掲載をされてというような質問がありましたけれども、それとは違うという

ような行政側のご答弁がございました。であれば、しっかりと訂正記事を求める、記事の訂正を求めるということをしていらっしゃるのか。市民の皆さんから今、大変心配をされているのが、なかなか情報が伝わってこないということがございます。各議員からも、もう1時間近くこの問題につきまして質問をされているわけで、市民の皆さんもなかなか正確な情報が伝わってこないというようなことがございます。

一方で、事実とは異なる新聞の記事が掲載をされているということもございますので、行政側としましては、事実と異なるのであれば、しっかりと記事の訂正をしていくというようなことと、それと、もう一つ、今回、こども園の開園時期というような話もありましたけれども、市民の皆さんは大変心配をされています。いつ開園をするんだろうと、原因はどこなんだろうと、あるいは、入札はどうなっているんだろうと、大変心配をされている市民の方が多くいらっしゃいます。このあたりは、広報としましては、しっかりと広報していただきたい。今後、この問題について広報のあり方についてもどのようにお考えでいらっしゃるのか。

二つお尋ねをいたしました。記事の訂正の部分と、それと、今後の市政の広報についてどのようにお考えになっていらっしゃるのかと、以上二点、お尋ねをいたします。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）記事の訂正でございますが、これは朝日新聞だったかというふうに思っておりますけれども、発言はあくまでも業者側の代表の方の発言がこういう発言、今ご指摘のとおり発言であったと思いますので、相手側の発言を訂正というのはちょっと難しいのではないかとというふうに考えますが、取材の過程でできれば、相手側がそういう発

言をされたのなら、そういうことについてこちらの意見も聞いていただければ正確な記事になったのではないかというふうに考えますが、再度この時点で当時の記事を復活させて、訂正というか、こちらの意見も載せてくださいというのは、今後このようなことのないようにという申し入れはできるかと思いますが、現時点で再度というのはちょっと難しいのかなというふうには考えます。

それから、開園時期等については、できるだけ直接関係のある保護者にはお伝えをしていきたいと思っておりますし、今後の入札の状況、あるいは契約の状況を見ながら、開園時期についても、はっきりしたことが広報できる時点については、しっかりと広報をさせていただきたいと思っておりますが、若干、その辺の不測の事態等も考えられますので、比較的、市の広報というのは慎重な形での広報をしておりますので、そこらもちょっと見定めながら、しかし、情報提供ができるような形で、今後考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長(中本正人君)ほかにございませんか。

10番 森下君。

○10番(森下伸吾君) どうしても完成時期が気になっておったので、関連して、端的に、入札がまず終わらないと完成できませんから、入札がいつなのか。あとは、先ほどありましたように、指名競争入札とおっしゃっていましたので、これまた市内業者なのか、それ以外も含めるのか、その辺いかがでしょうか。

○議長(中本正人君) 総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) 入札につきましては、この18日に入札を行います。それから、指名競争入札の業者につきましては、詳細は控えさせていただきますけれども、市内、市外、20社程度を指名しております。いずれも実績のある事業者のみとしております。

○議長(中本正人君)ほかにございませんか。

11番 田中君。

○11番(田中博晃君) こども園とは違うんですけど、国費事業の英語の68万7,000円の分なんですけれども、これを見たら、講師謝金が16万8,000円となつとるんですけれども、これは、何回、何人の講師が来て、どんな形で、英語の先生方もたくさんいらっしゃいます。1回でできるもの、1回でやったら意味ないと思うんですけれども、これはどのような形で今後進めていくのか、まずそこを教えていただきたいです。

○議長(中本正人君) 教育次長。

○教育次長(坂本安弘君) 平成27年度におきます外部専門機関と連携した英語指導力向上事業ということで、今おただしの講師謝金につきましては、外部機関、いわゆる大学等を想定しておりますけれども、大学から大学の講師、先生なりを呼ばせていただいての研修会ということになります。全体で9回の講演をお願いする予定でございます。

○議長(中本正人君) 11番 田中君。

○11番(田中博晃君) 答弁ありがとうございます。来年度以降、今年9回、英語ということでやっていくんですけれども、これをいかにつなげていくかというのが一番大事になってくるかと思えます。この事業自体が単年度か複数年かちょっとわからないんですけれども、今後、例えば市単でもやっていくぐらいの気持ちがあるのかどうか、そのあたりについてお伺いいたします。

○議長(中本正人君) 教育次長。

○教育次長(坂本安弘君) 今年度、初めて取り組む事業でございます。まず、今年度、どういう形といいますか、実績を重ねてまいりたいというふうに思っております。その上で、次年度に向けた検討も重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長(中本正人君)ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となつております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よつて、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分事項の承認について(平成27年度橋本市一般会計補正予算(第1号)) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。

この際、11時まで休憩いたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長(中本正人君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従ひ、議案審議を行います。

次に、承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番(阪本久代君) 地方税法等の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴うということなんですけれども、改正のポ

イントの説明をお願いします。

○議長(中本正人君) 総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) 改正点が多いため、要約で説明をさせていただきますが、少しお時間をいただきたいと思います。

平成27年度地方税制改正に伴う改正でして、まず、18ページの改正後の第2条では、番号制度が施行されることに伴う改正です。

次に、第8条は、地方税法で条例委任事項とされた徴収猶予、分割納付または納付方法について定めたものです。

19ページの第9条では、同じく地方税法で条例委任事項とされた徴収猶予を申請する場合の申請手続きや添付書類等について定めたものです。

次に、22ページ、第10条は、徴収猶予の取消し事由となる、徴収金以外に新たに市の債権に係る債務が不履行となった場合の当該債権を定めるものです。

第11条は、職権による換価の猶予について提供を求めることができる書類等について定めるものです。

23ページの第12条は、申請による換価の猶予手続き、納付方法等について定めるものです。

24ページの第13条は、徴収猶予に係る担保を不要とする金額、期間等を定めるものでございます。

第23条は、外国法人の規定の適用について、法人税法の改正により、地方税法に振りかえられたことによる改正です。

次に、25ページの第31条は、法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正です。

次に、26ページの第33条は、所得税の外国転出時課税の創設に伴い、個人住民税の課税標準の計算で、当該譲渡所得は所得税の計算によらないこととしたものです。

27ページの第48条及び第50条は、法人税法の改正に伴うものです。

28ページから33ページは、主に番号制度が施行されることに伴う改正です。

34ページの附則第7条は、個人住民税のローン減税の拡充で、2年延長に伴うものであります。

附則第9条から35ページの附則第9条の2まで、ふるさと納税のワンストップ特例に伴う改正です。

以下は、主に、番号制度が施行されることによる改正です。

38ページの附則第11条から40ページは、主に、土地の負担調整措置の3年延長に伴う改正です。

41ページの附則第15条は、特別土地保有税の3年延長に伴う改正です。

附則第16条は、地方税法の規定の新設に合わせて新設するもので、一定の環境性能を有する4輪車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を規定するもので、75%減税、50%減税、25%減税を規定したものです。

43ページは、番号制度の改正に伴う改正です。

44ページから47ページまでは、平成26年6月27日施行の橋本市税条例の一部を改正する条例の一部改正となっています。平成26年6月27日施行の橋本市税条例の一部を改正する条例では、平成27年4月1日に施行となっている2輪車の税率引き上げが1年延期となったため、平成27年3月31日に改正したものでございます。

次、47ページからの附則は、施行日、徴収猶予等の経過措置で、50ページの第6条からは、市たばこ税に関する経過措置で、旧3級品、エコーとかわかばなどでございますけれども、このたばこに係る特例税率を段階的に廃止するもので、第6条第2項の第1号から第

3号で段階的に廃止をしていくものでございます。この改正につきましては、国の準則に基づき改正をしたものでございます。

以上が、市税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今回の改正で、市税全体に及ぼす影響と申しますか、市民への影響とかそういうのはどういうものでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）市民への影響でございますけれども、まず、具体的な影響を申し上げますと、例えば、たばこの税について資料がございますので申し上げますと、旧3級品の製造たばこに係る市のたばこ税の収入の試算をさせてもらっております。現行の旧3級品のたばこ税の税率なんですけれども、1,000本当たり2,495円、それがこの経過措置によりまして、平成31年4月1日では、5,262円まで税額が上昇することとなります。市の収入といたしましては、今現在は1,000万円程度の旧3級品では、たばこ税の収入があるんですけども、廃止された段階の平成31年度では、2,211万5,000円程度の増収になると。これについては市民の負担というふうな形になると思っておりますけれども、あと、エコカー減税等におきましては、市民の税の負担は減るといふふうになります。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分事項の承認について(橋本市税条例等の一部を改正する条例) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に、承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第4号 専決処分事項の承認について(橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に、承認第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番(阪本久代君)国民健康保険税の限度額が1万円ずつ上がるという改正になっていると思うんですけども、この影響といいますか、どのぐらいの世帯が増額になるというふうに見込まれていますでしょうか。

○議長(中本正人君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君)今回、課税限度額が基礎課税分1万円、後期支援分で1万円、それと介護分で2万円上がるということでございます。影響分といたしましては、27年度まだ課税しておりません。26年度の実績から推計いたしますと、限度額超過世帯が基礎課税額で133世帯、後期高齢者支援金等課税額の限度額超過世帯が125世帯、介護納付金課税額の限度額超過世帯が63世帯でございます。

○議長(中本正人君)ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですの

で、討論を終結いたします。

これより、承認第5号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本件を承認することに決しました。次に、承認第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第6号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。次に、承認第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第7号 専決処分事項の承認について（橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。次に、選第1号について質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により石橋君の退席をお願いします。

〔2番（石橋英和君）退場〕

○議長（中本正人君）質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第1号 橋本市監査委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

〔2番（石橋英和君）入場〕

日程第10 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（中本正人君）日程第10 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は、組合規約第5条の規定により本市議会議員の中から4人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本伊都衛生施設組合議会議員に小林弘君、田中博晃君、土井裕美子君、中本正人の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本伊都衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました小林弘君、田中博晃君、土井裕美子君、中本正人が橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました小林弘君、田中博晃君、土井裕美子君、中本正人に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第11 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（中本正人君）日程第11 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から4人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に田中博晃君、堀内和久君、井上勝彦君、中本正人の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました田中博晃君、堀内和久君、井上勝彦君、中本正人が橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました田中博晃君、堀内和久君、井上勝彦君、中本正人に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第12 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長(中本正人君) 日程第12 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合同約第5条の規定により、本市議会議員の中から議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に堀内和久君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました堀内和久君を、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました堀内和久君が伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました堀内和久君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第13 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長(中本正人君) 日程第13 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合同約第5条の規定により、本市議会議員の中から議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に今城敏仁君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました今城敏仁君を、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました今城敏仁君が伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました今城敏仁君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第14 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(中本正人君) 日程第14 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に堀内和久君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました堀内和久君を、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました堀内和久君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました堀内和久君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長(中本正人君) この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査を付することに

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査することに決しました。

○議長(中本正人君)以上で、本日の日程は終わりました。

これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(中本正人君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(平木哲朗君)登壇〕

○市長(平木哲朗君)閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日から市議会臨時会を開催させていただきました。専決処分事項の承認案件及び監査委員の選任案件について、それぞれご同意をいただきました。誠にありがとうございました。

今臨時会におきまして、新しい議長、副議長がそれぞれ選任されました。また、各委員会の構成も決まりまして、これから新たな市議会の体制がスタートするわけですが、市民の負託に応えるため、お力添えをいただきますよう、お願いを申し上げます。

前議長の石橋英和議員には2年間献身的にお務めいただきまして、ありがとうございました。

さて、本市が抱える課題はたくさんございます。人口が減少し、少子高齢化が一段と進む中、地域経済が縮小し、子育て環境や教育環境の整備、福祉の向上、雇用の確保等、産業の振興、道路などの生活基盤の整備など、課題は山積をしています。私は、これらの課題に果敢に取り組んでいく決意でございますので、今後とも議員各位の絶大なるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(中本正人君)これにて、平成27年5月橋本市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時30分 閉会)